

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月23日
【会社名】	株式会社シーズメン
【英訳名】	C ' s M E N C o . , L t d
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 雅夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町9番9号
【電話番号】	03-5623-3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長 保住 光良
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町9番9号
【電話番号】	03-5623-3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長 保住 光良
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 486,875,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,025,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1 上記発行数は、平成30年2月23日開催の当社取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,025,000株	486,875,000	243,437,500
一般募集			
計(総発行株式)	1,025,000株	486,875,000	243,437,500

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は243,437,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
475	237.5	100株	平成30年3月12日(月)		平成30年3月12日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、本有価証券届出書に係る株式の第三者割当を以下「本第三者割当」といいます。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、本第三者割当の割当予定先との間で上記申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4 払込期間までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないうこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社シーズメン	東京都中央区日本橋久松町9番9号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新都心営業部	東京都新宿区西新宿6丁目12番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
486,875,000	8,000,000	478,875,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりであります。

登記費用	3,500,000円
その他費用	4,500,000円

(2)【手取金の使途】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、平成30年2月期第3四半期累計期間におきまして、204百万円の経常損失を計上し、また、現金及び現金同等物の平成30年2月期第3四半期累計期間末残高は341百万円となり、前期末から397百万円の減少となったことから、早急に資金を調達するとともに、資本増強を実施し、純資産の厚みを増すことで、今後の事業展開を安定的に進めることが必要となりましたので、本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。

当社の平成30年2月期第3四半期累計期間末の現金及び現金同等物の残高は341百万円でありました。平成30年2月は経常的な仕入代金等の支払い見込223百万円に加え、臨時の仕入代金支払い140百万円、短期借入金の返済44百万円、社債の償還70百万円と支出予定が重なることから、資金がタイトになることが予想され、平成30年3月以降の安定的な事業運営が困難になることが想定されます。

差引手取概算額478百万円の使途につきましては、3月の仕入代金支払い・人件費支払い・借入金の約定弁済等の経常的支出、及び、3月と9月に予定される仕入先の要請による仕入条件の変更に伴う支出、また、3月以降に予定される、平成30年2月に退店する6店舗の退店費用の支払いに充当する予定です。

3月の経常的支出と主なものいたしましては、仕入代金の支払い164百万円、人件費の支払い157百万円、諸経費の支払い137万円、借入金の約定弁済12百万円を予定しております。また3月と9月には、仕入条件の変更に伴う支払い各月100百万円、合計で200百万円を予定しております。退店に伴う費用といたしましては、退店に伴う社員の退職に関する費用の支払いを3月に45百万円、退店に伴う違約金及び原状回復費用の支払いを4月に13百万円、5月に48百万円、8月に2百万円、合計で63百万円を予定しております。

また、本第三者割当の実施に伴い、資本増強と経営の安定が図られることから、金融機関からの与信についても改善が見込まれます。現在の見通しでは、今回の資金調達により4月までの運転資金は確保できておりますが、5月以降につきましては資金状況を勘案し、必要に応じて銀行借入を基本に資金調達を検討いたします。

かかる状況に対応するため3月12日を払込期日として資金を調達し下表の使途に充当することは合理的であると判断しております。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
3月の仕入代金支払い	64,000,000	平成30年3月
3月の人件費支払い	57,000,000	平成30年3月
3月の諸経費支払い	37,000,000	平成30年3月
3月の借入金の約定弁済	12,000,000	平成30年3月
仕入れ条件変更に伴う支払い	200,000,000	平成30年3月及び9月
退店に伴う社員退職に関する費用の支払い	45,000,000	平成30年3月
退店に伴う違約金及び原状回復費用の支払い	63,000,000	平成30年4月～8月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成30年2月23日現在）

	割当予定先
名称	株式会社ネクスグループ
本店の所在地	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 第34期（自平成28年12月1日至平成29年11月30日） 提出日：平成30年2月22日 東北財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年2月23日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	185,400株
人事関係	割当予定先の取締役1名が、当社の社外取締役を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術または取引関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要（平成30年2月23日現在）

	割当予定先
名称	株式会社C C C T
本店の所在地	東京都目黒区大橋一丁目5番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 八木 隆二
資本金	10百万円
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング ・ ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング ・ コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、輸出入および保守、管理並びにコンサルティング ・ コンピュータ等を利用した各種情報の収集、管理および情報の処理、提供、販売 ・ 各種アプリケーションサービス事業 ・ 労働者派遣事業 ・ 仮想通貨の投融資、運用 ・ 仮想通貨を利用した金融派生商品の開発・運用 ・ 仮想通貨に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング ・ 仮想通貨の取引所運営 ・ 仮想通貨の仲介 ・ 仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング ・ その他の仮想通貨の一般サービス ・ 市場調査および投資情報提供業務 ・ 資産の管理および運用に関するコンサルティング業務 ・ 上記に掲げる事業に附帯又は関連する事業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社カイカ 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年2月23日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術または取引関係		該当事項はありません。

a 割当予定先の概要（平成30年2月23日現在）

	割当予定先
名称	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 城丸 修一
資本金	12百万円
事業の内容	投資業
主たる出資者及びその出資比率	白井 一成 91.49%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年2月23日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術または取引関係		該当事項はありません。

a 割当予定先の概要（平成30年2月23日現在）

	割当予定先
氏名	三河 宏彰
住所	東京都目黒区
職業の内容	会社役員

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年2月23日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		当社社外取締役であります。
資金関係		該当事項はありません。
技術または取引関係		該当事項はありません。

a 割当予定先の概要(平成30年2月23日現在)

	割当予定先
氏名	山田 洋輔
住所	東京都世田谷区
職業の内容	会社役員

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年2月23日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術または取引関係		該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成30年2月期第3四半期累計期間におきまして、204百万円の経常損失を計上し、通期の業績につきましても営業赤字となる見込みとなりました。また、現金及び現金同等物の平成30年2月期第3四半期会計期間末残高が341百万円となり、前期末から397百万円の減少となりました。かかる状況におきまして、資金調達と資本増強による経営の安定化を図ることが必要不可欠な状態であると判断されたため、当社の筆頭株主であるネクスグループに対し、同社を割当予定先とする第三者割当による増資について当社より申し入れを行い、協議の結果、本第三者割当の目的、背景、メリット等に対して理解をいただき、出資への合意に至りました。

本第三者割当の割当予定先であるネクスグループは、傘下に雑貨小売チェーン、情報サービス業など多様なグループ企業を持っており、当社と平成29年4月6日付資本業務提携契約を締結しておりますが、本第三者割当による新たな出資に伴い、資金調達だけではなく、今後の営業面の強化と安定した経営基盤を作るための協力体制についても協議をおこないました。

その結果、営業面における具体的施策として、ネクスグループの紹介によりグループ内の人材を投入いただくこととなりました。平成30年3月1日付にて、販売本部長、商品本部長、MD部長、経営企画部長が新たに就任する予定で、体制強化による今後の業績向上が見込めるものと考えております。

また、ネクスグループより、同社が主要株主である株式会社カイカの100%子会社である株式会社C C C T(以下「C C C T」といいます。)、同社の株主である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス(以下「シークエッジ・ジャパン・ホールディングス」といいます。))を出資者として紹介をいただき、当社の取締役である三河宏彰氏より、ネクスグループの子会社であり当社と同業を営む株式会社チチカカ(以下「チチカカ」といいます。))の取締役である山田洋輔氏を出資者として紹介を受けました。当社といたしましては、C C C T、シークエッジ・ジャパン・ホールディングス、三河宏彰氏及び山田洋輔氏から出資をいただくことにより、必要とする金額の資金調達が実行できること及び、安定株主として、当社の継続的な企業成長に資するものと判断し、本第三者割当の割当予定先といたしました。

C C C Tにつきましては、システム開発や、今後に向けた、ブロックチェーンや仮想通貨等のノウハウを活用した新たなサービスの提供などのメリットがあると判断しており、シークエッジ・ジャパン・ホールディングスにつきましてはアパレル企業である株式会社C N ジャパンを子会社に有しており、「CoSTUME NATIONAL(コスチュームナショナル)」というイタリア発のブランド名で店舗展開しております。当社が当該衣料品を販売することにより、当社の商品の多様化、売上げの拡大というシナジーが見込まれます。三河宏彰氏は、チチカカとシーズメンの取締役を兼務、山田洋輔氏は、チチカカの取締役として、アパレル事業への知見と事業再建への豊富な経験を有しております。また、平成30年3月1日付にて、三河宏彰氏は当社の取締役販売本部長に、山田洋輔氏は当社の商品本部長に就任する予定であります。三河宏彰氏と山田洋輔氏が当社の株主となることは、今後の当社の成長へのコミットメントとインセンティブとなると考えております。C C C T、シークエッジ・ジャパン・ホールディングス、三河宏彰氏及び山田洋輔氏からは、当社の経営理念並びに事業への理解と合わせ、中長期的な株式保有の意思を示していただいております。

d 割り当てようとする株式の数

ネクスグループ	当社普通株式	91,500株
CCCC T	当社普通株式	512,500株
シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	当社普通株式	390,000株
三河 宏彰	当社普通株式	22,000株
山田 洋輔	当社普通株式	9,000株

e 株券等の保有方針

(1) ネクスグループ

割当予定先が取得する株式については、当社と割当予定先との間で継続保有に関する保有方針に関して書面での取決めをしておりませんが、中長期的な戦略パートナーとして本件資本業務提携契約を締結しており、中長期的に当社株式を保有し、当社の資金面での経営安定及び企業価値の向上を目指すことを口頭で合意しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(2) CCCC T

割当予定先が取得する株式については、当社と割当予定先との間で継続保有に関する保有方針に関して書面での取決めをしておりませんが、中長期的に当社株式を保有する意向であること、当社の企業価値の向上を目指すことを口頭で確認しております。また、CCCC Tの親会社であるカイカが東京証券取引所に提出した2018年1月31日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示][原則1-4 いわゆる政策保有株式]において、「当社グループは、事業の強化・拡充、ならびに当社の基本事業戦略の推進に貢献し、中長期的に当社企業価値・株式価値向上に資すると判断され、また、リスク・リターン等の観点からその保有リスクが許容されると判断される場合に、取引先の株式等を取得し保有するものとします。政策保有株式の議決権行使にあたっては、事業上の関係や当社との協業の状況および中長期的な投資リターン等を勘案し、企業価値の維持・向上を図るという観点から個別具体的に判断します。株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断を行いません。」と記載されていることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(3) シークエッジ・ジャパン・ホールディングス

割当予定先が取得する株式については、当社と割当予定先との間で継続保有に関する保有方針に関して書面での取決めをしておりませんが、継続的に当社株式を保有し、当社の企業価値の向上を目指すことを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 三河宏彰氏及び山田洋輔氏

割当予定先が取得する株式については、当社と割当予定先との間で継続保有に関する保有方針に関して書面での取決めをしておりませんが、中長期的に当社株式を保有し、当社の資金面での経営安定及び企業価値の向上を目指すことを口頭で合意しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

(1) ネクスグループ

割当予定先からは本件自己株式割当の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(2) C C C T

割当予定先からは本件自己株式割当の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(3) シークエッジ・ジャパン・ホールディングス

割当予定先からは本第三者割当の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(4) 三河宏彰氏及び山田洋輔氏

割当予定先からは本第三者割当の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

(1) ネクスグループ

東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、「反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する」旨の基本方針を東京証券取引所のホームページにて確認し、また、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していない旨を同社の代表取締役副社長である石原直樹様より口頭にて確認しております。

(2) C C C T

C C C Tにつきましては、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していない旨を同社の取締役である山口健治様より口頭にて確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。同社は東京証券取引所に上場しているカイカの100%子会社であります。

(3) シークエッジ・ジャパン・ホールディングス

シークエッジ・ジャパン・ホールディングスにつきましては、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していない旨を同社の代表取締役である城丸修一様より口頭にて確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。同社は東京証券取引所に上場しているネクスグループの株式を3.4%保有する大株主であります。

(4) 三河宏彰氏及び山田洋輔氏

反社会的勢力とは一切関係していない旨を三河宏彰氏及び山田洋輔氏より口頭にて確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。両氏とも東京証券取引所に上場しているネクスグループの子会社であるチチカカの子会社であります。

h 特定引受人に関する事項

該当事項はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本第三者割当にかかる取締役会決議の直前営業日である平成30年2月22日の東京証券取引所における当社株式の終値527円に0.90を乗じた金額475円（1円未満は切上げ。）といたしました。当該価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

ディスカウント率につきましては、直近の株価動向や払込日までの価格変動リスクを踏まえ、割当予定先と協議し、決定いたしました。当社は、本第三者割当により、割当予定先との資本関係及び協力関係を強固なものとし、そのグループ企業として、当社の中長期的な成長による企業価値の向上を図ることができるものと考えており、上記払込金額が合理的であると判断したものです。

なお、当該金額は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1カ月（平成30年1月23日～平成30年2月22日）における終値の平均値525円（1円未満は切捨て。）から9.52%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近3カ月（平成29年11月23日～平成30年2月22日）における終値の平均値539円（1円未満は切捨て。）から11.87%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近6カ月（平成29年8月23日～平成30年2月22日）における終値の平均値546円（1円未満は切捨て。）から13.00%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントとなっております。

上記払込金額につきましては、当社の監査役全員より、現在の株式市場の状況、当社株価の推移状況並びに払込期日までの相場変動の可能性を考慮した結果、全員一致で特に有利な金額に該当しないことに異議がない旨の意見を得ております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量1,025,000株は、当社普通株式の発行済株式総数975,000株に対して105.13%に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当により、ネクスグループとの資本関係及び協力関係をより強固なものとし、また、新たな安定株主の獲得により、当社の中長期的な発展と成長につなげることに加え、平成30年2月期第3四半期会計期間末における純資産額530百万円（自己資本比率28.2%）という当社の財務状況に鑑みて、自己資本を増強することで財務体質の安定化を行うことが必要不可欠であり、ひいては当社の株主価値の向上に資するものと考えことから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行する普通株式の数は1,025,000株（議決権個数10,250個）であり、取締役会決議前における当社の発行済株式に係る議決権の数9,750個に対して105.13%の割合となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることになるため、本第三者割当は、大規模な第三者割当増資に該当することになります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は住所	住所	所有株式数 (株)	総議決権に 対する所有 議決権の割 合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権に對 する所有議 決権の割合 (%)
株式会社C C C T	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	-	-	512,500	25.62
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	-	-	390,000	19.50
株式会社ネクスグループ	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1	185,400	19.01	276,900	13.84
梶島 正司	神奈川県横須賀市	41,400	4.24	41,400	2.07
吉川 直樹	奈良県生駒郡斑鳩町	40,900	4.19	40,900	2.04
株式会社テーオーシー	東京都品川区西五反田7丁目22-17	40,000	4.10	40,000	2.00
株式会社大野衣料	神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町卸本町1丁目20-6	38,500	3.94	38,500	1.92
シーズメン従業員持株会	東京都中央区日本橋久松町9番9号	36,900	3.78	36,900	1.84
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	30,000	3.07	30,000	1.50
市川 正史	東京都港区	29,200	2.99	29,200	1.46
計		442,300	45.36	1,436,300	71.81

(注) 1 平成29年8月31日現在の株主名簿を基準としております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、資金の調達と資本の増強による経営の安定化を図る必要に迫られたため、本第三者割当を実行する必要性が生じました。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当により発行する普通株式の数は1,025,000株（議決権個数10,250個）であり、取締役会決議前における当社の発行済株式に係る議決権の数9,750個に対して105.13%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、資本の増強による経営の安定性を確保することが必要不可欠な状態にあること、また、本第三者割当によるネクスグループとの協力関係の強化及びチチカカ株式取得を行うことによって、事業上のシナジー効果による今後の成長性を見込めること、C C C T、シークエッジ・ジャパン・ホールディングス、三河宏彰氏及び山田洋輔氏を安定株主とすることにより継続な成長を促すことができると考えられることから、本第三者割当を行うことが、当社の企業価値の向上に寄与するとともに、当社の既存株主の皆様が保有する当社株式の価値を高めることにつながるものと判断したものです。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役から反対意見は表明されておりません。

なお、当社は、東京証券取引所の定める規則に従い、経営陣から一定程度独立した者として、弁護士林友宏氏、弁護士松久僚成氏、公認会計士中川英之氏により構成される第三者委員会に対して意見を求め、本第三者割当を行うことについて必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手しております。

その概要は以下のとおりです。

(第三者委員会の意見の概要)

1 資金調達の必要性

(1) 貴社の財務状態

貴社は、若者から中高年層まで、幅広い年齢層をターゲットとした衣料品販売を中心とする小売事業を展開してきた。ところが、近年の小売業界は、インターネット、スマートフォンの普及による販売チャネルの拡大や、消費者の嗜好の多様化などにより、急速な変化を遂げており、垣根を越えた競争が激化している。また、全般的な消費環境においては、強い節約志向が続いており、厳しい経営環境が続いていると言わざるをえない。

上記のような要因が重なり、貴社は、平成28年2月期に経常損失約103,000,000円、平成29年2月期には経常損失約414,000,000円を計上している。そのような状況を受けて、貴社は、平成29年2月期末から店舗閉鎖や従業員削減を行い、同年4月にはネクスグループとの間で資本業務提携契約を締結したものの、業績が大きく改善したとは言い難く、結果として、平成30年2月期第3四半期累計期間において、約204,000,000円の経常損失を計上している。このような厳しい現状を打開するためには、資金提供を受けて、借入金の返済を行うことによって財務体質を強化するとともに、既存店舗の改装や他社との提携による販路拡大によって売上げを伸ばす必要があるとのことである。

(2) 資金使途からみた資金調達の必要性

貴社の平成29年3月31日時点での資金残高(実績)は、約599,510,000円であった。その後、資金残高は、前月に比べて増加した月があるものの、第29期(平成29年3月から平成30年2月)を全体的に見れば減少傾向にあり、平成29年11月30日時点での資金残高(実績)は、約341,580,000円となった。ここで、平成30年2月には、仕入れ等毎月発生する支出に加えて、社債の償還として70,000,000円及び短期借入れの返済として44,000,000円の支出(計114,000,000円)が予定されている。加えて、貴社は、貴社の主要仕入先からの仕入れについて、従前は毎月末締め翌20日払いで仕入代金の支払いを行っていたところ、平成30年2月からは発注時に仕入代金の半分の現金で支払い残金を納品月の翌月末に現金で支払うという取引条件の変更の申入れを受けている。

その結果、平成30年3月31日時点での資金残高(予定)は、99,560,000円まで低下することが見込まれ、同時点において資金ショート寸前となる。そして、貴社は、毎月末締め翌20日払いで仕入代金の支払いを行っており、平成30年4月には仕入代金152,324,000円の支払いを、同月25日には給与等の人件費57,466,000円の支払いを予定していることから、同月中には平成30年3月31日時点での資金残高(予定)の99,560,000円を超える支払いを行うことになり、同月中に資金ショートをする可能性が高く、それまでに資金繰り上、資金調達の必要性が高い。さらに、社債の償還は、年に2回(2月、8月)、70,000,000円ずつ予定されているため、貴社が本第三者割当増資によって資金調達をしなければ、遅くとも平成30年8月には資金ショートをしてしまうことが明らかであって、かかる事態を防ぐためにも、資金調達をする必要性は高い。

2 手段の相当性

(1) 他の資金調達手段との比較

金融機関からの借入れについては、経常損失を計上し続けていることなど現在の貴社の財務状況をふまえると、難しいと考えられる。

そのため、金融機関からの借入れによる資金調達は難しい状況にある。

また、資金調達方法として公募増資や株主割当の手法について検討すると、これらでは、後述するネクスグループらとの資本提携強化によるシナジー効果が必ずしも期待できず、一時的に資金調達の問題は解決するものの、中長期的な視点での解決とはならないと考える。

したがって、資金調達手段として、第三者割当増資を採用することについて手段の相当性が認められると料する。

(2) 割当先の選定理由について

ア ネクスグループについて

ネクスグループは、貴社との間ですでに資本業務提携契約を締結しており、筆頭株主として、貴社と業務提携を行ってきた。本第三者割当増資において筆頭株主はCCTに代わるものの、CCT及びシークエッジはネクスグループとグループ関係にあることに加え、本第三者割当増資にあたって両社を紹介したのはネクスグループである。ネクスグループなくしては、両社との資本関係の構築による資金調達は不可能であった。

そして、ネクスグループは、エスニック衣料・雑貨を取り扱うチチカカの親会社であるため、ネクスグループとの資本提携関係を強化することによって、貴社と同じアパレル企業であるチチカカのノウハウを共有できることが期待できる。チチカカとノウハウの共有等により連携が実現された場合、貴社とチチカカは出店先が重なることが多く、チチカカの間でも配送の共同化により効率的に店舗運営を行うことができるようになるうえ、人材交流によって互いの販売体制を強化することも可能である。また、チチカカが現在展開しているインターネット上での販売のノウハウを将来的に吸収してインターネットビジネスを強化することも予定されているとのことである。したがって、貴社がチチカカと連携することによってこれらのシナジーが期待できることから、チチカカの親会社であるネクスグループへ割当を行い、協力体制の強化を図ることは、チチカカとの連携及びそれに伴うシナジーの獲得を目指すうえで、重要な意味をもつものと思料する。また、貴社とネクスグループは、中長期的なパートナーシップの構築のため、ネクスグループが貴社株式を中長期的に保有することについて、合意している。確かに、本第三者割当増資によって、ネクスグループは、貴社の筆頭株主ではなくなるものの、すでに貴社との間で資本関係を有して

おり、筆頭株主として、本第三者割当増資による資金調達計画に大いに貢献しているうえ、今後ノウハウの共有等による連携が模索されているチチカカとの関係においても重要な役割を有するものであるから、本第三者割当増資先としてネクスグループを選定することに合理性が認められると史料する。

イ C C C Tについて

C C C Tは、株式会社カイカ(以下、「カイカ」という。)の完全子会社として設立された、仮想通貨関連事業を行う株式会社である。カイカは、情報サービス事業を行う株式会社であるものの、2年ほど前からフィンテック関連ビジネスを戦略的注力領域に掲げ、特にAIやブロックチェーン技術に注目し、仮想通貨に関わるあらゆるシステム開発のインテグレーターとして仮想通貨に関するビジネスに着手し、すでに取引先との間で仮想通貨による決済システムをテスト的に導入するなど、同ビジネスのノウハウを蓄積し、ビジネスの拡大を図ってきた。しかしながら、昨今の仮想通貨ビジネスを取り巻く顧客・市場・環境の変化に即応する経営判断・事業展開を実現すべく、子会社を設立して仮想通貨関連事業を集約する必要があると判断し、C C C Tが設立された。C C C Tでは、カイカが行ってきた仮想通貨に関するシステムの研究・開発に加え、販売を視野に入れた自社開発のデリバティブシステムを実際に運用することにより当該システムの機能改善を図る等、将来的にはこれらの経験・データを活かした仮想通貨プラットフォームの構築を予定している。したがって、カイカはグループ全体として仮想通貨ビジネスにおけるリーディングカンパニーを目指しているところ、C C C Tはその中核をなしており、将来的に仮想通貨ビジネスを応用した貴社の事業の発展を視野に入れた場合、早期にC C C Tと資本関係を築くことに一定の合理性が認められるものと思料する。

さらに、貴社は、C C C Tにおける貴社株式の保有方針が純投資ではあるものの、C C C Tが中長期的に貴社株式を保有する意向である旨の確認をとっており、企業価値の向上を目指すことをC C C Tとの間で合意しているとのことである。

したがって、C C C Tとの資本関係の構築は、貴社において新たな決済システムやマーケティングサービス等の導入を可能にするとともに、ネクスグループとの関係を強化するものであるから、割当先としてC C C Tを選定することに相当性が認められると思料する。

ウ シークエッジについて

シークエッジは、現在、アパレル企業である株式会社C Nジャパン(以下「C Nジャパン」という。)を子会社に有している。C Nジャパンは、「CoSTUME NATIONAL(コスチュームナショナル)」というイタリア発のブランド名で店舗展開している日本法人である。C Nジャパンが持つネットワークを活かして貴社に衣料品を卸し、貴社が当該衣料品を販売することにより、貴社において取り扱われる商品の多様化が期待でき、売上げの拡大という業務上のシナジーが見込まれる。

そして、シークエッジもネクスグループとグループ関係にある企業である。また、貴社とシークエッジは、シークエッジにおける貴社株式の保有方針が純投資ではあるものの、シークエッジが中長期的に貴社株式を保有し、貴社の企業価値の向上を目指すことを合意しているとのことである。

したがって、シークエッジとの資本提携関係の構築は、貴社において取扱商品の多様化と売上げの拡大という利益をもたらすとともに、ネクスグループとの関係を強化するものであるから、割当先としてシークエッジを選定することに相当性が認められると思料する。

エ 三河氏について

三河氏は、現在貴社の社外取締役であり、貴社のために尽力している。貴社の内実を理解し、貴社のために貢献してきた同氏との連携を強化することによって、貴社の更なる発展が見込まれる。しかも、三河氏は、C Nジャパンやアパレル企業である株式会社ファセッタズムの取締役も兼任しており、アパレル業界に精通した貴重な人材である。

また、三河氏が貴社の株主となることで経営者責任に加えて株主責任も負うことになり、取締役として、さらなる誠実な職務遂行が期待できる。

さらに、三河氏はチチカカの代表取締役でもある。貴社がチチカカとの連携によって獲得するシナジーは上記アのとおりであり、三河氏との連携を強化する必要性は高い。

したがって、三河氏との資本関係の構築は、チチカカとの連携を円滑に行ううえで重要であるから、割当先として三河氏を選定することに合理性が認められると思料する。

オ 山田氏について

山田氏は、チチカカの実業取締役である。貴社がチチカカとの連携によって獲得するシナジーは上記アのとおりであり、チチカカ代表取締役の三河氏だけでなく、取締役の山田氏の間でも資本関係を築くことが望ましい。山田氏との資本関係の構築は、チチカカとの連携を円滑に行ううえで重要であるから、割当先として山田氏を選定することに合理性が認められると思料する。

3 発行条件の相当性

(1) 払込金額について

貴社は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の直前営業日である平成30年2月22日の東京証券取引所における貴社株式の終値527円に0.90を乗じた金額475円（1円未満は切り上げ）を払込金額としている。かかる時点での終値を基準とする点については、貴社の市場株価の形成に関して特段不合理な事情は見受けられない。また、上記払込金額は日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に準拠しており、合理性が認められると考える。

なお、上記払込金額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日までの直近1カ月（平成30年1月23日～平成30年2月22日）における終値の平均値525円（1円未満は切捨て。）から9.52%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近3カ月（平成29年11月23日～平成30年2月22日）における終値の平均値539円（1円未満は切捨て。）から11.87%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近6カ月（平成29年8月23日～平成30年2月22日）における終値の平均値546円（1円未満は切捨て。）から13.00%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントをした金額である。貴社においては、3期以上続けて経常損失を計上しているうえ、平成30年3月末において資金繰りがひっ迫することに加え、同年4月中には資金ショートも見込まれており、迅速かつ大量の資金調達が必要であることに照らせば、上記ディスカウント率は不合理であるとはいえない。

したがって、貴社の設定する払込金額には合理性が認められ、「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

(2) 希薄化について

本第三者割当増資は、経常損失の計上や資金繰りのひっ迫を契機としたものであるが、すでに資本業務提携契約を締結していたネクスグループとの関係を強化するだけでなく、仮想通貨の導入が期待できるCCC Tや、アパレル企業を傘下に有するシークエッジとの提携関係の構築をも含む計画である。これらの企業との多角的な資本提携により貴社の活躍範囲は広がり、アパレル業界における貴社の存在感が増すことが期待できる。また、貴社は、同業他社としてシナジーの発生が見込まれるチチカカとの連携の可能性を模索しており、チチカカの親会社であるネクスグループとの資本提携関係の強化、チチカカ役員の三河氏及び山田氏との関係性の構築・深化も、貴社とチチカカとの相乗的な発展を促すことが予想される。

したがって、ある程度の希薄化が見込まれる増資計画であるものの、これによって得られる利益は大きく、中長期的にみて貴社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであるから、本第三者割当増資による希薄化には合理性が認められると料する。

4 結語

以上のとおり、貴社は、現状の財務状態や資金繰りからみて、運転資金を調達する必要があると認められる。

一方で、仮想通貨ビジネスの応用により新たな販売システム・サービスの提供が可能となることから、CCC Tとの提携によって相応のシナジーが期待できる。また、本第三者割当増資は、チチカカとの連携を進めるうえで重要な役割を果たすネクスグループや同じアパレル企業であるCNジャパンを傘下に有するシークエッジに加え、チチカカ役員の三河氏・山田氏と資本関係を構築・強化するものでもある。したがって、ネクスグループらに対して第三者割当増資をすることに合理的な理由があり、手段の相当性は認められると料する。さらに、払込金額が「特に有利な金額」にあたらないことはもちろん、本第三者割当増資によって得られる利益の大きさに照らせば、発行条件の相当性も認められると料する。

よって、本第三者割当増資には、必要性及び相当性が認められると判断した。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第28期）及び四半期報告書（第29期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期）の提出日（平成29年5月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間に、以下のとおり、臨時報告書を提出しております。

（平成29年5月31日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成29年5月26日開催の当社第28期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

減少する剰余金の項目とその額	
別途積立金	700,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	
繰越利益剰余金	700,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、荻野俊和、三河宏彰、深見修の3氏を選任する。なお、三河宏彰及び深見修は社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、高橋博一氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、堀中章弘氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	3,486	110	0	91.9	可決
第2号議案 取締役3名選任の件					
荻野 俊和	3,479	117	0	91.7	可決
三河 宏彰	3,479	122	0	91.5	可決
深見 修	3,479	122	0	91.5	可決
第3号議案 監査役1名選任の件					
高橋 博一	3,481	115	0	91.7	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
堀中 章弘	3,480	116	0	91.7	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりです。

- 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- 第2号議案および第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

(平成30年2月23日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

(新たに主要株主となるもの)

株式会社C C C T

株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

株式会社C C C T

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	5,125個	25.63%

株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	3,900個	19.50%

(注) 1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、第29期第2四半期報告書に記載された平成29年8月31日現在の総株主等の議決権の数(9,744個)に当社が平成30年3月12日に実施を予定しております第三者割当による新株式発行によって増加する議決権の数(10,250個)を合算した議決権の数(19,994個)を分母として計算しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成30年3月12日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 245,000千円

発行済株式総数 普通株式 975,000株

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第3四半期)	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	平成30年1月12日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月26日

株式会社シーズメン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 芝山 喜久 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーズメンの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーズメンの平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年4月6日及び4月11日開催の取締役会において、資本業務提携に伴う第三者割当による自己株式の処分について決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シーズメンの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シーズメンが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月12日

株式会社シーズメン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝山 喜久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーズメンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年3月1日から平成29年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーズメンの平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。